

平成19年3月26日

学 生 各 位

学 生 部

能登半島沖を震源とする地震により経済的支援が必要になった場合の相談について

このたびの震災に遭われた世帯の方々につきましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、災害救助法の適用を受けた下記地域及びその近隣で震災に遭われた世帯の方々については、奨学金、授業料免除に関して特別の制度が適用されます。奨学金等を希望される場合は、学生部学務課学生支援第一係までご相談ください。

日本学生支援機構奨学金の場合、特別に緊急、応急採用として奨学生に採用される場合があります。また、授業料免除についても3月22日で締め切っていた在学生の申請受付期限を延長することはもとより、学力基準を緩和する他、家計についても損害額を控除して判定する等の措置を採ります。

記

平成19年3月25日の能登半島沖を震源とする地震による被害地域
石川県
七尾市，輪島市，珠洲市，羽咋郡志賀町，鹿島郡中能登町，鳳珠郡穴水町，
鳳珠郡能登町

担当
学生部学務課学生支援第一係（事務局棟2階）
電話：076-264-5164
e-mail: stsien1@ad.kanazawa-u.ac.jp